

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年五月十七日から同月三十日までの間縦覧に供します。

平成二十八年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
奈良ジェイエイサー ビス株式会社	奈良市大森町五七番地 の三	桜井市大字池之内八三七番ほか 二二筆

二 申請年月日

平成二十八年五月六日